

平成 28 年

新 城 市 教 育 委 員 会

8 月 定 例 会 会 議 録

新 城 市 教 育 委 員 会

## 平成28年8月新城市教育委員会定例会会議録

1 日 時 8月25日(木) 午後2時30分から午後4時40分まで

2 場 所 鳳来開発センター 2階 農林漁業研修室

### 3 出席委員

和田守功教育長 安形茂樹教育長職務代理者 川口保子委員 原田純一委員  
花田香織委員 夏目みゆき委員

### 4 説明のため出席した職員

請井教育部長  
林教育総務課長  
夏目学校教育課長  
佐宗スポーツ共育課長  
長谷川スポーツ共育課参事  
菅沼スポーツ共育課参事  
加藤文化課参事

### 5 書 記

杉浦教育総務課副課長

### 6 議事日程

開 会

日程第1 7月会議録の承認

日程第2 8月の新城教育

(1) 教育長報告

(2) 8月の行事・出来事

日程第3 議 案

第17号議案 新城市立学校就学区域に関する規則の一部改正について(教育総務課)

日程第4 協議事項

(1) 指定変更・区域外就学事務取扱い要綱の一部改正について(教育総務課)

(2) 小規模特認校の指定について(教育総務課)

(3) 愛知県教育委員会教職員表彰候補者の推薦について(学校教育課) 秘密会議

日程第5 報告事項

(1) 新城市議会9月定例会について(教育部長)

(2) 体育大会、運動会、文化祭等への参加について(学校教育課)

(3) 専決処分事項の報告(和解及び損害賠償金額の決定)(スポーツ共育課)

(4) 新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について (スポーツ共育課)  
日程第6 その他

次回定例会会議 (案) 9月29日 (木) 午後2時30分  
(鳳来開発センター2階農林漁業研修室)

閉会 午後4時40分

## ○職務代理者

それでは、定刻になりましたので、8月の定例教育委員会議を始めたいと思います。

### 日程第1 7月会議録の承認

## ○職務代理者

最初に7月会議録の承認について、お願いします。

### 日程第2 8月の新城教育

## ○職務代理者

続いて、8月の新城教育について、最初に教育長報告をお願いします。

## ○教育長

それでは、5点お願いいたします。

1点目は、ジオツアー・エコツアーについてでございます。

新城の三宝として自然、人、歴史文化があるわけですがけれども、今、自然や歴史文化を訪ねて巡るエコツアーというのが大変流行っております。7月29日に8市町村の教育長とともに新城のジオポイントを訪ねてまいりました。

中央構造線の露頭、それから長篠城址の地質上の立地条件、それから八昇峠から見た構造線の様子、それから幻の滝である百聞滝、80メートルと非常に幅のある葎ヶ滝という形で巡ってきたわけですがけれども、各教育長さんの感想として、こんなにすばらしい自然が東三河にあるのかという大きな驚きとともに、地質的な説明を加藤博物館長にしてもらったわけですがけれども、やはり価値づけがあることによってその自然のすばらしさといったものがより認識されたと思いますし、また長篠城址においては、500の兵で1万5,000の武田勢を相手になぜ長い間籠城ができたかということも地質学上から説明することで、皆さん納得して見えました。

今後に向けて、こうしたジオツアー・エコツアーができることは、新城の宝でありますので、いろいろな方面からしっかりと開発して提案していくことができたらなということを思います。

二つ目は、共育学校ということでございます。

7月31日に建設中の作手小学校の棟上げということで、「みんなの上棟式」が行われました。住民有志の方の発案によって行われたものですがけれども、地区の子どもや住民の方々400名近く集まって、ああ、作手にもこんなに大勢の子どもがいたかというような思いがするほどの盛況ぶりで行われました。

交流施設と学校の2つの施設を、設計段階から広場を囲む設計で共育活動がしやすいように配置してきたものでございます。

3月の竣工、4月の開校を前にして、「教育は地域振興のエネルギーの役割を果たす」という、この国のひと・まち・しごと創生戦略会議で言われている、この言葉がまさに具体化するような形で、共育学校としての4月からの方向性をしっかりと力強く進むことができたらなと思います。

3点目は英語教育についてです。

7月3日に22回の英語コンベンションが開催されました。これが最後ということでございましたけれども、非常に大勢の、幼児から高校生までの参加者で盛況でございました。

それから8月10日にイングリッシュサマーキャンプが行われました。英語で留学生とともに過ごす

ということですが、これも大変盛況でした。

それから8月22日から26日にかけて韓国へ中学生が派遣されました。ホームステイ先の中学生同士のコミュニケーションは英語で行うということで、しっかりと友好を深めてきたようです。

これから9月にニューキャッスルアライアンスでカナダへ若者たちが出かけます。

こうした英語教育のニーズというものが高まる中で、今後の小学校の英語の教科化等を含めまして、小中学校の英語教育あるいは英語行事といえますか、そういったものをどのように仕組んでいくかといったことは非常に大切な問題でありますので、学校教育課を中心にしっかりと方向づけをしていきたいと考えます。

4点目ですが、8月2日に行われました総合教育会議の課題についてでございます。

多くの課題について協議をされましたけれども、まだ結論が出されていないものが多くございます。

そんな中で3点。一つは県立高校の統合についてでございます。

これまで教育委員会始め市校長会、あるいはPTA連合会始め議会等、多くの団体が県に対して「普通科の設置」を要望してまいりました。

今後の様子ですけれども、8月31日には議長、文教委員長が再び県教委を訪れて、同様の趣旨の要望をします。また9月1日には市長と北設3町村の首長が知事と教育委員会に要望をしてまいります。

それらを受けて、県と地元の協議の機会としては最後になりますが、9月8日に県立高校の構想策定委員会が開催されます。地元と県との協議の機会ではありますが、最後ということで、これまでこの教育委員会の中でも確認してきました「普通科の設置」を強く要望していきたいと思っておりますし、また市井では、普通科のことは無論のことなのですが、それ以上に学校名のこと話題になっております。

総合教育会議でも、市民や教育関係者から教育委員会に届いている学校名として四つを挙げさせてもらいました。一つは新城高校、それから新城東高校、そして新城有教館高校、そして新城開成高校の四つであります。それぞれ根拠を持っての候補名でありますけれども、県教委が地元の要望を大事にするというスタンスをとっているわけですけれども、こうした学校名について、教育委員会としてはどのように考えるのかといったことについても9月8日に意見を述べてきたいと思っております。

基本的なスタンスとしては、学校名については県教委の決めることでありまして、市の同窓生や住民の全部の意見を聞くといったことも不可能でありますので、四つの候補名についてこのように考えるという提案をしていくことができたらと思っております。

それから二つ目は、教育予算についてです。

数年来この教育委員会でも話題になってきているわけですけれども、具体的にどうすべきかという案の策定はできていないということでもあります。半歩でも、一歩でも前へ進めるという意味合いにおいて、まだ全国どこでもやっていないというように思うのですけれども、今回の教育委員会制度の改正に伴って、こうした規則等の改変といったものも必要になってくるというように思いますので、何とか具体化を目指す案が策定できればと思っております。

それからもう一つ、三つ目は、「児童文学作家の作品の活用」ということで、岡野薫子先生の作品や著作権、絵画等について寄贈依頼があるわけでございますけれども、この作品をどう活用していくかということについて、とりあえずは、今、新城市に保管されております千数百点の岡野先生の作品については、この夏、スポーツ共育課の職員を中心にしっかりと整理を完了したということでございますので、何とかこの志を生かすような方向を教育委員会で提案することができたらなと思っております。

5点目は、夏休みについてですけれども、長い夏休み、子どもや教職員の事故報告はございませんでした。あと1週間で無事に夏休みを終了することができるかなというように思います。

きょうも鳳来東小学校の全校生徒が、地域の方や山登りのプロの方とともに明神山に登っております。夏休みならではできない体験を子どもたちもいっぱいしていると思います。そうしたたくましく成長した姿をもって元気な2学期を迎えることができたかなと思います。

以上5点です。

#### ○職務代理者

ただいまの教育長報告につきまして、何か意見がありましたらお願いします。

総合教育会議で県立高校の統合に向けていろいろ議論しましたけれども、近々結論が出されるということで、市長さんが9月1日に北設の首長さんとともに行かれるということで、その点について何かありましたら、お願いします。

はい、お願いします。

#### ○委員

この間の会議でも出てきましたけれども、総合学科になるというようなことで、一括の募集になるために、今、新城東を目指しているような子たちが市外に流出してしまうのではないかとということが懸念されるというようなことだと思うのですけれども。

新城東の卒業生というのは、明らかにこの地域を支えてきた人材で、この50年に排出してきた人たちが本当にこの地域を支えてきた。その人たちがごそつとは言わないですけれども、高校時代から早くにこの地域から出て行ってしまうというのは、この地域の将来像を描いていく上では非常にづらいことだなと考えます。

総合学科に関するいろいろなデータもありますし、そのよさというのはたくさんあると思います。実業高校で本当に将来ビジョンを描いたキャリア教育をしながら、この地域にとどまってくれるような、ここの暮らしを描けるような子どもたちを育てるという意味ではすばらしいビジョンだと思うのですけれども、一方で、進学をしたいという気持ちの子どもたちがここに残って成長ができるような形というのも県教委のほうで考えていただきたい。私たちはできれば普通科というのを残してほしいということが一番の希望ではあるのですけれども、そこを地域次ビジョン、次世代育成というのを切っても切れない一番大事なかなめのところだと思いますので、押さえていけるような話し合いをぜひしていただきたいなと思っております。

#### ○職務代理者

ありがとうございます。

私からも教育委員会として、新城高校の卒業生として思うところを言わせていただきますと、県の意向としては地元の意見を尊重すると言われてるし、書かれているのですけれども、本当に尊重していただけるのか非常に大きな不安を感じています。

普通科の存続は譲れないというか、何としても継続して設置していただきたいということです。新城・北設の地域から国公立大学を目指す、進学を目指す子どもたちが、仮に新設校に総合学科として募集となった場合に、果たして入学を希望するでしょうか。大学進学をめざす優秀な生徒は豊橋、豊川へ行かざるを得なくなるのではないかと懸念されます。

総合学科として募集した場合には、県下のほかの高校の事例を見ても、レベルの低下ははっきりしています。ですから、普通科のくくりと、総合学科のくくりを別枠で募集するという形、そのとこ

ろは譲れないところだと思います。高校名がどうあろうとも、普通科はとにかく総合学科とは別枠で存続してほしいというのが切なる思いであります。

高校名につきまして、もし話題になるようでしたら、卒業生としての個人的な考えですが、新城高校、新城東高校、ともにそれぞれの思いがあると思いますので、新設校として新たな歴史をつくるという意味で考えると、有教館高校が一番ふさわしいのではないかなと思います。

新城高校の体育館は、もともと有教館という名称でしたので、非常になじみのある学校名になると思いますし、藩校としての歴史的な意味もありますし、響きもいいです。ということで有教館を押ししたいと思います。開成高校につきましては意見を省略しますが、無理があるように思います。

とにかく普通科の設置を、最後の機会となる策定委員会で、ぜひ教育長さんには強力に要望していただけたらと思います。よろしくお願いします。

あとはよろしいでしょうか。

では、そのほかには特によろしいですか。

では、8月の行事・出来事に移りたいと思います。教育総務課お願いします。

#### ○教育総務課長

教育総務課の8月の行事、ごらんとおりですが、17日、19日とこども園、東部と東郷中こども園を視察しました。これで全園視察したことになります。日程厳しい中、御参加いただきまして、まことにありがとうございます。

8月につきましては、この30日から9月の議会定例会が始まります。日程としましては、8月30日から9月16日で、本会議のほかに委員会等が開催されます。

また来月29日が定例教育委員会会議になっておりますので、よろしくお願いします。

また9月30日と10月4日に学校の定例監査がありますので、教育総務課で調整し対応していく予定であります。

教育総務課からは以上です。

#### ○職務代理者

学校教育課、お願いします。

#### ○学校教育課長

主な行事につきましては、ここに載せてあるとおりです。

まず、1日月曜日ですが、しんしろ教師塾が行われました。内容は部活、英語指導、合唱の指導、理科の基礎実験の教え方、体育の実技講習などで、教員の日頃の技量を高めていく研修を行いました。

それから、10日はイングリッシュサマーキャンプが行われました。来年度からは、コンベンションもこれに統合していく流れになっています。今年度も30名程度の参加者がいました。ことしは、ALT一人に対して子ども二人というような形で、本当にコンパクトに一人当たりの数が少ない中で、オールイングリッシュで行うことができました。来年はまた今年度の反省をふまえて、よりよいものにしていきたいと考えております。

15日に中学生海外派遣団が出発しました。そして19日に無事韓国から帰ってまいりました。行く前は多少不安なこともあったわけですが、子どもたちが帰って来てきたときの表情から充実した派遣であったことが伺われました。

来月の主な行事ですが、学校現場では1日に2学期始業式があります。

それから土日ですが、中学校の体育大会、そして小学校の運動会等がありますので、また委員の皆様にも時間が許す限り出ていただけたらと思います。よろしく申し上げます。

すみません、一つ間違っているものがありました。申しわけありません。18日の校長会議の横に中学生海外派遣出発式と間違えて入ってしまいました。大変失礼しました。削除をお願いいたします。

以上です。

#### ○職務代理者

スポーツ共育課、お願いします。

#### ○スポーツ共育課長

それでは、まず市民スポーツ係から報告させていただきます。

ちょっとこちらのほうで記入漏れがございましたので、一緒に報告させていただきます。

平日の行事の3日でございます。全国大会出場激励会、これは水泳競技になります。

そして25日、きょうでございますけれども、全国大会出場激励会がございます。こちらにつきましては、日本剣法でございます。千郷中学校の2年生、渡辺君と松井さんが全国大会に出場されます。

土曜・日曜・祭日・夜の行事でございます。

2日、スポーツ推進の定例会がございました。

7日、夏季市民体育大会の総合開会式がございました。

9日、マラソン大会のポスター選考会と市町村対抗駅伝競走大会の役員、選手選考会がございました。

19日、市民歩こう会の実行委員会がございました。

来月の行事、土日・祭日の報告をさせていただきます。

記入漏れとなっておりますが、若者議会提案事業のバブルサッカー教室が6日、20日、そして10月4日、18日、11月1日、15日、計6回開催いたします。

17日は、愛知県スポーツ推進委員研修会を東海市で開催いたします。

以上でございます。

#### ○スポーツ共育課参事（共育）

続いて、共育推進係の所管事業の報告をさせていただきます。

夏休み期間中ということで、子どもたちに学校では体験できないこと等を体験してもらう、各講座が開催されております。

4日木曜日、子ども体験講座で「小学生陶芸体験講座」がありました。4日に①、18日に②とありますが、4日に成形を行い、18日に絵つけを行う二日かけての開催です。この講座には小学生15人が参加をしました。

翌5日金曜日は、子ども体験講座「赤ちゃんふれあい体験講座」で、中学生を対象に開催しました。6人の中学生が保健センターで赤ちゃんの定期検診の機会をとらえ、赤ちゃんとのふれあい体験をしていただきました。

それから8日月曜日は、「親子カヌー体験教室」を作手の巴湖で開催しました。17組、35人に体験をしていただきました。

25日木曜日、本日、青少年健全育成で「愛のパトロール」を、家庭教育推進委員さんの協力を得まして、現在実施しております。

土日ですが、6日土曜日、夏季スポーツ大会が市子連主催により開催されました。市内の子ども会に所属しておられる役員の皆さんをはじめ、約700人の子どもたちが新城総合公園に集まり、ソフトボール、ドッジボール、水鉄砲の3種の競技で1日汗を流しました。

翌7日の日曜日ですが、西部公民館の自主事業で、親子切り絵教室を6組13人の親子が受講しました。

来月ですが、13日火曜日には新城設楽地区の家庭教育推進運営協議会が開催されます。

また16日には県の社会教育委員の連絡協議会で第2回の正副会長と役員会が開催されます。

それから27日火曜日には、新城設楽地区人権教育指導者の研修会があります。

土曜日ですが、子どもの健やかな成長を願う会を、単Pの役員の皆さんに出席いただき、同日に開かれます市民文化講座の河合先生の講演を聞き、その後、分科会におきまして各種のテーマに沿った協議を行っていただきます。

以上です。

### ○スポーツ共育課参事（図書館）

それでは、図書館係から報告させていただきます。

8月3日から30日まで、図書館まつり2016ということで開催しております。

主な大きな行事のほうが終わってまいりまして、20日土曜日に人形劇、21日日曜日には村上康成氏・阿部夏丸氏お話会とワークショップ、それぞれ行いました。人形劇には55人の親子が参加して大盛況でした。

21日のほうにつきましても、ワークショップ、盛況のうちに終えることができました。

それから来月の行事予定ですが、7日水曜日に作手の山村交流施設の中にあります図書室、この話し合いを行う会議に出席を予定しています。

以上です。

### ○職務代理者

では、文化課お願いします。

### ○文化課長

まず、文化事業の関係について御説明いたします。

8月ですが、平日につきまして、1日の東照宮石垣保存修理委員会を現地、東照宮で行っております。

土日・祭日・夜の関係ですけれども、20日土曜日には新城薪能が行われ、職務代理者にも火入れ式に御参加をいただきました。ありがとうございます。前年よりも3割近く多い、914名の方がお越しになっております。

今度の土曜日、27日には、同じく文化会館におきまして、丸山凧乃ピアノリサイタル、現在、高校生の女性ですけれども、使用するピアノの関係で大ホールで開催いたします。まだ席の空きがあるので、よろしかったら御来場いただければ、ありがたいと思っております。

長篠城址史跡保存館歴史講座がこの開発センター3階で行われます。27日を1回目といたしまして、毎月1回のペースで1月までの全6回の講座となっております。130人を超える方から申し込みをいただいております、盛況となっております。

続いて、9月の行事等でございますが、8日木曜日には、愛知県史跡整備市町村協議会研修会が会

場を新城市で開催されます。こちらにつきましては、文化庁の調査官の講演をいただき、県の文化財の担当室長もお越しになります。県内関係市町村の担当者等の協議会研修会になっております。

それから、土日・夜等の関係でございますが、ご覧のとおりいろいろな事業が予定をされております。特に10日土曜日につきましては、先ほどスポーツ共育課から話がありました「子どもの健やかな成長を願う会」と共催で行います市民文化講座、講師は河合敦さんですが、こちら、特にPTAの関係の方が大勢お越しになるという見込みで大ホールでの開催を予定しております。まだ若干空きがございますので、そちらもまたぜひ御聴講いただければありがたいと思っています。

文化事業関係は以上でございます。

#### ○職務代理者

自然科学博物館、お願いします。

#### ○文化課参事

まず、平日です。

夏休み期間中ということもありまして、市内外の中学校の職場体験がございました。それから学芸員を目指す学生さんの実習、それから学校の先生の研修等もございました。

29日には、岡崎の湿地保存の会の方たちが視察にお見えになります。

あと、24日、昨日ですが、東三河ジオパークの打合せ会がありまして、今年度行うシンポジウム、豊川市で行うということで決定いたしまして、2月19日に開催するというので、これから準備を進めてまいります。

右側の土日になりますが、夏休み向けの観察会、行事等を行ってまいりました。

26日から27日、明日、明後日にかけては、日本ジオパークネットワークの中部ブロックの研修会が立山黒部ジオパークでございまして、参加をしております。

次に、来月の行事になります。

まず平日につきましては、学芸員の実習生がまた1名来ること。それからガイドツアー等も予定しております。

土日につきましては、18日から特別展を開催いたします。その他、学習会として、きのこ関係の観察会、そして植物の観察会を予定しております。

以上です。

#### ○職務代理者

一括して質問、御意見等ありましたら、お願いします。

#### ○委員

課長さんをお願いしたいのですが、2学期にまた小学校で運動会、中学校で体育大会等が行われるわけですが、委員の皆さん、教育長さんの机上には中日新聞の記事をコピーしたものを配布しておりますので、ごらんください。

8月11日の記事ですけれども、これは組体操の死亡事故を教訓にしてもらいたいというそういう内容です。

大雑把に記事の内容を言いますと、26年前のことですが、相模原市の中学校で4段タワーが揺れて、下から2段目にいた3年生の浦野君という子が落下し、浦野君の上に別の生徒が落ちて、浦野君は胸部圧迫による心臓破裂で亡くなったというそういう事故です。その時に教師9人が補助についていた

けれども、タワーの高さが6メートル以上あり、落ちたら危険な状態であった。

荒木教授によると、中学生に4段タワーを実施させることについては危険なので、日体大の学生でも行わない。亡くなった浦野君の父親は、教師を目指す学生には、安全な指導を行うように徹底してほしい。ところが、2000年ごろから組体操の高層化が全国的に目立つようになって、荒木教授は危機感を抱いてDVDを販売したということです。

近年、年間8,500件以上の事故が起きていると。そういうことで国は、ことし3月に注意喚起したと。

小中学生は、2段ぐらいまでが適当じゃないのかということ言われているわけです。指導者の虚栄心を満たすために、難易度や高さを追究してはいけません。事故はあってはいけません。

そういうことで、新城の先生方は十分承知してみえると思いますけれども、運動会や体育大会での組体操に向けて、どのような教育委員会としては指導をしているのかということが1点。

それから2点目は、もう1枚の記事です。同じ細川さんという方が記事を書いているので、この方、学校安全についての観点でこの二つの記事を書いたと思うのですがけれども、こちらのほうは水深が足りない学校プールということで、飛び込み事故に警鐘を鳴らしていると。

簡単に言うと、プールの飛び込みで後遺症が出た事故が非常に多いと。それは、学校のプールは、子どもが溺れるのを防ぐために、水深が1メートル強と浅くつくられている。そもそも飛び込みをするため十分な深さが確保されていない。中学校のプールで大体1.3メートルぐらい。

それで、文科省では12年度から学習指導要領で、小中学校の授業を水中スタートと定めて飛び込みを禁止したと。ただし、部活の場合は、その限りでない。しかしながら、授業中の事故はその後発生していて、名古屋市で14年度、中学2年の男子生徒が水泳の授業で、水深1.2メートルのプールに飛び込み、首を骨折。市教委によると、教諭は飛び込み禁止を知らなかった。

こういうようなことなのですが、幸い夏休みの事故は1件もなかったということで、教育長先生からの報告があったわけですがけれども、このあたりの指導は徹底しているのかどうか。

以上、2点についてお願いします。

#### ○職務代理者

はい。課長さん、お願いします。

#### ○学校教育課長

まず1点目の組体操の件ですがけれども、今年度5月に千郷小学校で組体操を行ったということは、本会議にも説明させていただいたと思います。高さではなく、リズム・コンビネーション、そういったところに力点を置いた新しい形の組体操をやろうということで、実際に演技が行われました。見ていた保護者の皆さんも非常に好評であったと聞いております。

また、それを参考にして実際に秋に役立てようとして、他校から教員も来ておりまして、ビデオに撮っていました。

組体操の指導については、千郷小の例を出しながら、校長会議でも安全にはきちっと配慮して行ってくださいということと、愛知県から出ています組体操の注意ポイントなどに留意して、万全の体制で行ってほしいということを伝えております。

#### ○委員

はい、ありがとうございます。

#### ○学校教育課長

それから、飛び込み事故の関係でございます。

これにつきましては、学校現場でも水中スタートというのは徹底しております。それについては体育の担当者も承知しています。

ただ水泳大会については、飛び込みも可ということになっております。それは課外でありますので禁止ではありませんが、十分気をつけて飛び込めるような技術を身につけるため、ステップを踏んで指導してから飛び込むようにしていますし、また、無理に飛び込みをさせるような指導はしておりません。やはりタイムは遅いかもかもしれませんが、安全で水中スタートを望むという子は、当然水中スタートもよいということで対応しております。

以上です。

#### ○委員

今の課長さんの回答を聞いて大変安心しましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

#### ○職務代理者

ほかにありませんか。

#### ○委員

今のお話で、水中スタートも可とか、それはよろしいのですけれども、例えばこの間の大会で飛び込みがあったとおっしゃられましたけど、水深が浅いことが問題なわけですから、例えば、1.2メートルの水深ではなくて1.4メートル、1.5メートルにするとか、水の量を多くすれば、少しぐらい飛び込みがへただとしても安全性は確保されるのじゃないんですかね。

これは、飛び込みをしていいということではなくて、先生が飛び込み禁止を知らなかったという事例もあるわけですので、水の量を多くする。万が一のときに備えて水の量を多くするというのも大切なのではないのかなと今思ったのですけれども。

#### ○学校教育課長

おっしゃるとおり、水の量を多くするのは非常に有効な策だと思うのですが、プールの構造上水深がもう決まっております。ある一定の水深、1.2メートルぐらいを超えますとすべてオーバーフローという形で流れていってしまいます。策としては、飛び込みのときの入水角で少し浅めに飛び込むなら、よほどいいのではないかと思います。ただ、お腹を打つ場合もありますので、どういう形がいいかということについて、課外の水泳指導では安全面に当然配慮しながら指導していくしかないかと思われます。それが現状です。

#### ○委員

今から随分昔のことになるのですけれども、やはりうちの長男が中学生のときに飛び込みで首を打ったとかそういうニュースが盛んに流されたのですね。息子に聞いたんです。水泳の授業のときに飛び込み禁止ってなったって聞いたら、そんなことなく今までどおり行って、今までどおりだというように子どもは答えたのですね。

その時に思ったことは、これだけ世間で話題になって危ないという事例がありながら、学校の授業でそういうことを続けていっちゃうということに、すごいその時疑問に思ったのですね。

ですから、例えば新聞、ニュースで先生方がそれをお知りになったならば、ぜひそれを生かしてほしいなということを思います。

#### ○職務代理者

はい。水深を深くというのは構造上無理だということがありますよね。それから、普通の授業では禁止だとしても、課外活動では飛び込みは練習しますよね。当然練習するようになると思いますけど。

#### ○学校教育課長

個人の力量等にあわせてやっています。

#### ○職務代理者

飛び込み練習で段階をふんで指導して普通に飛び込めば、プールの底で頭を打つということはほとんどないように思われるのですが、よほど深く入らない限りは。私も水泳指導は長年やってきましたが、適切に指導をすれば安全は確保できると思っています。しかし、指導をきちんとしないで子どもたちに自主的に飛び込みをさせてしまう場合には、そういった危険性も想定されますので、気をつけていただきたいと思います。

#### ○委員

飛び込みが上手な人ばかりだったらいいですけど、それこそどこから落ちるかわからないような子どももいますし、30度と45度みたいな、そんなコントロールができるかと言われたら、私も飛び込みはしますが、今の30度、今の40度と、とてもやれないなというのが今お話しを伺いながら思ったことです。

ここで内田先生が、大会出場のためには部活で練習が必要だったら、深さが十分あるプールを借りてはどうかというようなことを提案してらっしゃると思うのですが、この方法がいいのか、ほかの方法があるのか考えてみたほうがいいかなという気がしました。本当にけがの可能性があれば。

また、ある程度の機能がない子は飛び込みしないでねというような、じゃあ、いつできるようになるんだという話はあると思うのですが、けががあったら大変なことになると思うので。

組体操ですけども、本当は組体操にこだわらなくて、日体大のマスゲームでしたかね、すごいきれいな行進をやって、統一感というか、協調性みたいな、いろいろな考え方があると思うので、組体操に反対ですと申し上げるつもりはないのですが、柔軟にいろいろなプログラムが考えていければいいかなと。学校によっては千郷を見に行かれて、自主的に勉強されているということですが、市の教育委員会としては、県で出した安全の基準をきちんと守りましょうねと、そういうようなことのいま一度の確認を、このタイミングなので、していただけたらと思います。

もう一つなのですけども、テントをどこの学校も用意をしていらっしゃるようなのですが、それは運動会ですけども、テントを用意してらっしゃると思います。1日、日に射られてみたいな状況だったりしますので、本当に必要だなと思います。

ただ、すべての生徒に対してテントが用意できるかという、そうではないかと思うのですが、できる限りは用意をしてあげられるような体制を努めてつくっていく。特に今、防災用のテントを結構いろいろな区がもっと新しいのを買ったりとか配布されているのですかね、あたりだと思うのですが、ぜひ万が一のためだけのテントではなくて、普段から使えるような形で協力してもらって、子どもたちも日陰を少しでも確保しながら、熱中症でどうこうということがないようにしていただけたら嬉しいなと思います。

以上です。

#### ○職務代理者

今の件は、テントは結構ほとんどの学校で用意されているかなと思いますが、把握はされていますか。

#### ○学校教育課長

近年の暑さというのが非常に問題になってから、どの学校もそれぞれの地域の方をお願いして持ってきてもらっていると思います。

千郷小については、暑さ対策もあって5月にやったということですが、その時には全員はなかったです。この2学期、9月に行く運動会については、必要に応じて子どもたち用のテントもほとんどの学校で用意されていると思われます。

#### ○教育長

一度2学期の前にテント、着帽、給水といったことについては再度メールで徹底を図りたいと思います。

特に中学校の体育大会が早いのですけれども、着帽のほうは中学生はなかなかできないので、小学生は徹底していると思うのですけれども、そこらあたりこの夏も中学生が熱中症で亡くなったというニュースもありましたので、やっぱりしっかり周知していきたいなと思います。

#### ○職務代理者

これから練習が始まりますので、事故がないように気をつけていただきたいと思います。

では、そのほかのことでありますか。

ないようですので私から1点、薪能について、今年参加させていただいたので感想だけ述べさせていただきます。豊橋市が確か今年で休止されるそうで、第10回となっていました。新城はというと今年が第27回となっていました。能に出演された方々の中には、議員さんが見えたり、市の職員の方もお二人見えたりして、新城の文化を守っていこう、支援していこうという志を持った方々が見えることを心強く感じました。新城の伝統文化はこれからも継続され、根づいていくと感じました。

一つ思いましたのは、今年は3割観客が増えたということなのですが、大ホールで、無料で、3時間もたっぷり楽しませてもらえるのです。私には能は分かりづらくて難しいというイメージがあったのですが、とても分かりやすかったです。狂言はもちろんおもしろいですし、能もすごくわかりやすく、小中学生でもよく理解できると思いますので、もう少し宣伝していただいたらどうかという感想を持ちました。楽しませていただき、ありがとうございました。

#### ○教育部長

ありがとうございました。今仰っていただいたように、前年に比べてお越しになった方が多いのは、直前に今お話しの新聞報道があったということと、それから事前にあらすじだとかということもレクチャーの機会を設けたところ、60人、70の方がいらっしゃっているということで、そういったところからの広がりもあったのではないかと考えています。いずれにしても、いろいろおもしろみがあるので、今後PRに工夫をしていきたいと思います。ありがとうございました。

#### ○職務代理者

はい。30年ぐらい前に、鳳来中で国際理解教育の一環として狂言師を招いて、「ぶす」という今回と同じ演目をやっていただいたことがあります。それがとてもおもしろくて、生徒たちは笑いの渦で大好評だったことを思い出しました。能の「船弁慶」も義経、弁慶が出て来ますので、子どもたちにもよくわかる内容だと思いました。狂言や能にふれる機会はなかなかありませんので、ちょっと感想

を言わせてもらいました。

### 日程第3 議案

#### ○職務代理人

では、次の議案のほうに入りたいと思います。

就学区域に関する規則の一部改正について、教育総務課、お願いします。

#### ○教育総務課長

それでは、4ページをお願いしたいと思います。

第17号議案 新城市学校就学区域に関する規則の一部改正について、提案するものでございます。

こちらの規則につきましては、特認校を法令上で定めることにあたりまして、市の行政課の法務担当と協議しながら規則、また後であります、要綱について見直しし一部改正するというものを行いました。

今、現状では、学校就学区域や就学すべき学校の指定については、市の就学区域規則で原則を定めています。

学校教育法施行令で規定されている規定変更や区域外就学は、市の要綱により運用を行っているところでありますが、今回、特認校を定めるにあたりまして、特認校は、制度的には指定変更や区域外就学と同列の制度にとらえられます。そこで、就学区域規則で原則を踏まえながら、原則によらない例外的措置の指定変更、区域外就学、特認校、この三つの制度を要綱のみで規定するのではなく、就学区域規則に追加する。そして対外的にも、内部的にもわかりやすくしたいということで改訂するものであります。

規則の書きぶりにつきましては、施行令に書いてある内容のようにあまり細かく書かず、定義を定めてあります。

内容につきましては、事前に資料をお渡しし、既に目を通していただいていると思いますが、ほぼ改正という形になっております。題名も変わります。あとは各条につきましても、今回改正をしてあるところであります。

8ページを見ていただきますと、新旧対照表がございます。

現状の規則につきましては、第1条の目的と就学すべき学区の指定の第2条でありましたが、今回の改正にあたりまして、趣旨、通学区域、就学すべき学校の指定、指定の変更、その他という形で第5条までで改正をしております。

今までのものをより明確にするような形で文章等を構成してあります。

説明については、簡単でございますが、以上です。

#### ○職務代理人

はい。これは、特認校制度の実施のために細分化したと、そういうことですね。

#### ○教育総務課長

そうです。あわせて、今までの要綱等も、あとでやりますけれども、あわせて見直す形で規則を明確にしていきたいということで改正したものでございます。

#### ○職務代理人

はい。

では、委員の皆さん、質問、御意見等ありましたら、お願いします。

はい、お願いします。

○委員

4ページです。一番最後のところなのですが、附則のところ、この規則は平成28年9月1日からと書いてございますが、9月1日とされる理由はなぜかなって思いました。

○教育総務課長

はい。本日25日付ということも考えられるわけですが、直近の月初めの日付にしたということです。

○委員

すみません、そういうことではなくて、ほかのを見ますと例えば4月1日だとか書いてあるわけなのですが、ここの部分だけ9月1日からというように書いてあるのですけど、これはなぜかなというか、4月1日ではないということは、書類を受け付けるために9月1日からというようにされたということですか。

○教育総務課長

そうです。内容的には4月1日ということではなくて特認校にあわせた形もありますので、4月1日ということではなくて9月1日という形にしているわけです。

○職務代理者

よろしいですか。

○委員

11ページの別表、ここの説明はまだこれからですか。もう今の説明の中でありましたか。

○教育総務課長

11ページの別表、要綱のほうはまだです。

○委員

これまだね。

○委員

ことし1年は、この事業というか、PRというか計画みたいなことに費やすことにして、その次の年からやりましょうかみたいな話をしませんでしたか。というのを今お話しを伺いながら思ったのですけれども、もう準備は整っちゃったからいいんじゃないかというそういう御判断ですかね。9月1日からもう受け入れができるというのは。

○教育総務課長

特認校については、後ほど要綱等でやりますけれども、4月1日からという形にはしてあり、今回については、特認校だけでなく今までの要綱等での区域外就学も規則であわせて改正するような形とさせていただいているところであります。

○委員

わかりました。すみません、ありがとうございます。

○委員

それと基本的なことをちょっと教えていただきたいのですけれども、区域外就学等というのは、認められた場合はみたいな書き方をされているわけですがけれども、それはどういうところで受けて、どういう会議で認めるということになりますか。

○教育総務課長

それについては、後ほどの要綱のほうで御説明いたします。

○職務代理人

規則のところでは、よろしいですか。

別表の件なのですが、通学区域については大字、字名というようになっているのですけれども、これは行政区では重複している地区もあるので、こういう形になるのかなということを思うのですが、八名小の場合、行政区でいうと東清水野があるのですが、書かれていないということはこれは黒田か一畝田のどちらかの字に含まれているということなのですね。

子供会だと黒田のほうに入っているとされるのですけれども、ちょっと正確なところは私もどちらに入るのかわからないのですけどね。

○教育総務課長

通学区域が以前からこういう形ではあります。

○職務代理人

問題にはなっていないからいいと思いますが、ちょっと確認だけ。

ほかの通学区域では、石田とか片山とか入り組んでいるので、書き方が難しいなと感じますね。

○教育総務課長

一応大字で切っておりますので、漏れはないような形にはなっているかとは思いますが。

○職務代理人

では、ただいまの学校の指定に関する規則につきましては、これは議案ですので、賛成していただける方は挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

○職務代理人

ありがとうございました。

ただいまの件につきましては認められましたので、よろしく願いいたします。

日程第4 協議事項

○職務代理人

それでは、日程第4の協議事項に移りたいと思います。

ただいまと少し関連しますが、指定変更・区域外就学事務の取扱い等につきまして、教育総務課をお願いします。

○教育総務課長

それでは、要綱の一部改正、特認校指定とあわせて御説明させていただきます。資料につきましては、9ページからになります。

この要綱につきましては、先ほどもお話しさせていただきましたが、今回、特認校、指定変更、区域外就学等の取扱いについて、規則と要綱で整理させていただくという形で今回上げさせていただいております。

要綱につきましては、新旧対照表が23ページでございますが、主に手続き的な内容を整理しまして今回修正しているところであります。

趣旨等につきましても、細かく記載をさせていただいているということと、第2条の指定変更のところにつきましては、今回改正（案）につきましては、手続き的などところまで要綱に上げている。

また、第3条は小規模特認校における就学の指定というところで、新たに特認校の関係で条文を追加しているところであります。

大きく変わったところは、その第3条の小規模特認校における就学の規定というところが追加され大きな改正内容になったと思います。

あとの別表につきましては、文言整理をさせていただいたり、記述について修正をしているところで、大きな改正はございません。

この要綱につきまして施行日を29年4月1日から施行という形にさせております。附則のところ、25ページを見ていただくと、附則のところは施行期日、この要綱は29年4月1日から施行する。その下に準備行為ということで、改正後の新城市立小学校及び中学校における就学すべき学校の指定変更等に関する要綱第3条の規定による小規模特認校における就学の指定のため必要な準備行為は、この要綱の施行の前日においても行うことができるということで、実際に特認校に就学してもらうのは4月1日以降ですが、事前の手続きですね、申し込み等の手続きは4月1日前にできるということなので附則のほうで書かせていただいて、事前の準備はできるという形になっております。

それとあわせて、特認校の指定についてという次の告示事項になるのですが、28ページをごらんいただきたいと思います。28ページのところに、「新城市教育委員会が指定する小規模特認校は新城市立鳳来東小学校とする」ということで、こちらにつきましては先ほどの要綱の第3条のところで「教育委員会は市内に住所を存する児童生徒の保護者から小規模校特認校（複式学級方式を採用する小学校）であって、教育委員会が指定するものをいう」という要綱の第3条に書かれております。それに従って今回、告示という形で小規模特認校については、鳳来東小学校とすると、ここで指定する形をとっております。

要綱の一部改正、特認校の指定については、簡単ですが、説明については以上です。

#### ○職務代理者

ただいまの提案につきまして、御意見等ありましたらお願いします。

#### ○委員

御意見というよりちょっと確認です。

11ページの別表については、これは第2条関係になるので、これは今までのものを文言を整理しただけだと、そういうことですよ、簡単に言うと。

#### ○教育総務課長

そうですね、はい。

#### ○委員

それで、特認校については第3条にかかわっているから、この別表には関係ないんですよと、そういうことですね。

#### ○教育総務課長

そういうことです。第3条のところは前条第1項、その別表の規定にかかわらず、指定変更については指定することができるということ。そうです、委員が言われるとおりです。

#### ○委員

わかりました。

○職務代理者

よろしいですか。

○委員

最初はこの別表に規定があるかなと思ったけど、そうじゃなくて、別表は今までのものを文言整理しただけであって、この別表というのは第2条に関係があって、小規模特認校は3条だから、この別表にかかわらずというそういうことです。それを確認したかった。

○教育総務課長

別に指定するという形で、告示行為でその学校について指定した形を示すという形になります。

○職務代理者

別表は今回作成されたものではなくて、以前からのものなのですよ。

○教育総務課長

はい。多少文言整理、修正はしておりますけれども。

○委員

二つ教えていただきたいのですが、今の第4条ですが、市外に住所を存する児童生徒の保護者って、昔ですとこれ山村留学のイメージがあるのですが、これはUターン、Iターン、Jターンという言葉がいいのかわかりませんが、その方たちのためのものというように考えてよろしいのでしょうか。

○教育総務課長

そういうケースもないとは言えないですが、別表の諸事情により市外から新城市に区域外というケースもございますので、山村留学だとかということ想定しているというものばかりではございません。

○委員

ということは、親御さんの住所が例えば新城市外にあっても、子どもさんが新城の中のどこかの学校へ通うということですか。

○教育総務課長

例えばですね、その別表の事由などの中に、例えば4番のところの5年生、6年生並びに中学校2年生で、学年途中で住所を変更し、引き続き従前の学校へというそういったケースも、新城にいてどこかへ移転したりとか、あと卒業まで数ヶ月しかないのもそのままとかそういう場合もあります。

○委員

そういう方いらっしゃいました、近所にも。はい、わかりました。

○委員

もう一つなのですけれども、15ページの特認校へ就学したいのという申立書ですか、それってというのは期間が何年何月から何年何月までとありますが、これ1年ごとに出すのでしょうか、それとも例えば5年間とか6年間とか、卒業式までとか。

○教育総務課長

希望する期間ということになります。2年とか3年とか。募集条件の中には1年以上という形で、募集するときにそういった要件をつけてまいりますので、1年以上の期間になるかと思えます。

○委員

例えば最初2年と書いて、あとで卒業するまでとかというような、あとから追加も可能ですか。

○教育総務課長

はい、その辺は要望にあわせた形になるかと思います。

○委員

わかりました。毎年出すわけではないのですね。

○教育総務課長

はい。

○職務代理者

ほかにございますか。

細かいところですけども、特認校の就学申立書、15ページと16ページのところで、関係書類を添えてと書いてあるところの「沿える」という字がこの「沿える」じゃないですよ。

○教育総務課長

はい。間違えています。すみません。

○職務代理者

あとはよろしいでしょうか。

○委員

21ページの特認校就学判断書のところで、保護者の方は、大枠の欄のみご記入くださいと書いてありますが、これを特認校で就学したいですというときに出されるものなのでしょうか。

その時でしたら、今希望しますって出して、来年度からお願いしますっていうようになった場合、ここの学年というのはどのような記載を保護者の方はすればいいかというのを、いつ時点でという記入日時点が書いてあれば、それに沿って書けばいいかもしれませんが、その時によって学年が変わりますので、どのように書いたらいいのかというところを教えていただけるとありがたいです。

それがわかるようなものを別紙で記入例みたいにして書かれればいいかと思いますが、判断をわかるようにしていただければと思います。

以上です。

○職務代理者

はい、ありがとうございます。記入例があるといいということですね。はい。

○教育総務課長

募集等のとき、申請用紙等をお渡しするときに記載例等をつけさせていただきたいと思います。

○委員

お願いします。

○職務代理者

あとはよろしいですか。

○委員

非常に私も細かいことなのでどうなのかなと思うのだけでも、今、委員から話があった21ページのところで、児童生徒を除いた世帯構成というところなのですけども、職業欄がありますよね。この職業欄というのは適切ですか。

○学校教育課長

学校の環境調査表等について言うと、職業というのは確かに書いてはないので、備考という形では、もし何かあるのだったら書いてくださいということではありますが、なくてもいいかもしれません。

**○委員**

以前はね、この通りだったのですが、ある時点からこの欄はあまり学校のほうではないのですよね。ただ、この特認校就学の判断書にこれがどうしても必要と言えはすけども、ちょっとここどうなのかな、検討の余地があるかもしれないなど。

**○委員**

今お話を聞いていて、生徒の保護者の職業の欄を書かなかったということに今びっくりしたのですが、いつごろからだったんでしょう、私たちの時代はもうばっちり書かされましたけど。

**○職務代理人**

あって当然だったですね。

**○教育長**

個人情報保護条例でできてからやっぱりそういったことはいろいろ配慮されて。

**○委員**

今言われているのは判断書だからということですよ。個人のカードはまた別で書くわけなので、多分委員さんが言われたのは、その生徒の連絡先とか保護者の勤務先とかというのは今も書いてるけども、特認校については。

**○委員**

今は書いてないです。

**○委員**

書いてないんですか。

**○委員**

じゃあ、親御さんが何をやっているかわからないですね。

**○教育総務課長**

記載については一度検討させていただきます。

**○教育長**

やっぱり学区を離れて遠距離通学になるという特殊事情があるわけなので、緊急事態等が発生したときに、子どもの命、安全ということを考えると、必要かどうかということなんですね。その辺の視点でもう一回検討してください。

**○職務代理人**

家庭環境調査表の場合でも、職業欄は書かなくても緊急連絡先はちゃんと書きますよね。保護者がお二人見えれば、父親か母親と、おみえにならない場合はというぐあいに緊急連絡先を書く規定があります。ここで職業を入れる必要があるかどうかの判断の検討をお願いします。

ほかによろしいでしょうか。

では、ないようですので、次に移りたいと思います。

報告事項をお願いします。

**○教育総務課長**

今のところでよろしいでしょうか。

21ページのところにつきましては、事務手続き上必要な書類ということで要綱とは別なものになっておりますので、この件につきましてはまた検討させていただきますが、要綱につきましては、本日、御判断いただければと思います。

**○職務代理者**

では、要綱につきましては、これは承認というのは、やらなくてもよろしいんですか。承認は必要なんですよ。

**○教育総務課長**

要綱につきましても、お願いしたいと思います。

**○職務代理者**

裁決が必要だということですね。

**○教育総務課長**

はい。

**○職務代理者**

では、ただいまの指定変更・区域外就学事務取扱い要綱の一部改正と小規模特認校の指定について、承認していただける方は挙手をお願いいたします。

(賛成者・挙手)

**○職務代理者**

はい。承認されましたのでよろしくお願いします。

では続いて、次の教職員表彰候補者の推薦につきましては秘密会議になっておりますので、あとでやっていきたいと思います。

日程第5 報告事項

**○職務代理者**

報告事項、新城市議会9月定例会につきまして、部長さん、お願いします。

**○教育部長**

それでは、9月定例会の関係について報告をさせていただきます。

資料等なくて申しわけございませんが、口頭で説明させていただきます。

9月定例会につきましては、第1日が8月30日、最終日の第5日が9月16日という会期18日間の日程で予定されております。

教育部から提出いたします議案について説明させていただきます。

9月定例会の議案につきましては、決算認定のほか、一般会計の補正予算、備品購入に関する財産の取得について議決の案件が2件、教育委員の任命の人事案件が1件、桜淵のテニスコートで発生しました事故に係る専決処分事項の報告、公民館条例に関する一部改正を予定しております。

まず、補正予算につきましては、あすなる教室事業での社会保険料の増額と、嘱託職員にかかる費用弁償の増、学生のボランティアに関する謝礼などの補正となっております。

学校情報システム管理事業におきましては、ファイヤーウォール更新の経費を新たに上げておりません。

小学校管理事業におきましては、嘱託職員の異動に伴う人件費の増のほか、施設の老朽化に伴う修

繕の経費、東郷東小学校に関しまして屋外運動場の改修工事の実施設計の委託、同じく東郷東小学校のプール給湯器改修等と、東陽小学校の給食リフト改修も予定をしております。

小学校のプールの関係では、舟着小学校のプール及び鳳来寺小学校のプールの改築工事費の増額の補正を予定しております。

中学校管理事業におきましては、嘱託職員の異動に伴う人件費の減、施設の老朽化に伴う修繕料の増、千郷中学校の樹木伐採の経費も今回補正を予定しております。

その他図書館、設楽原歴史資料館、長篠城址史跡保存館、鳳来寺山自然科学博物館、作手民俗資料館の事業におきましては、社会保険料の適用範囲の拡大に伴います共済費の増、資料館、保存館におきましては、それに加えて新東名効果による来場者の増に伴う臨時職員の賃金の増を予定しております。

歳出につきましては以上のとおりですが、歳入では、国庫補助金の学校施設環境改善交付金につきまして、補助金の決定に伴う補正減を予定しております。

歳出で1件説明を漏らしました。作手の山村交流施設の図書室の準備、開設に伴う経費の補正を今回予定しております、その財源といたしまして図書購入基金の300万を取り崩して、繰り入れるという補正も予定しております。

補正予算については、以上のとおりです。

また、議会議決を得るべき財産の取得が2件ございまして、1件は、教員が学校事務を実施するにあたり使用するノートパソコン290台の購入を予定しております。もう1件が、作手小学校の収納棚であるとか児童用の机やイスなど、備品の購入に関するもの。この2件を、予定価格が2,000万円を超える議会の議決が必要な案件ということで今回議案として上程をいたします。

続きまして、教育委員の任命でございます。花田委員さんがこの11月28日で任期が満了になりますので、引き続き委員の継続をお願いしまして、承諾をいただきました。それに伴いまして、今回9月定例会に教育委員任命の案件を議案として上程をいたします。

テニスコートの事故の報告及び公民館の条例の一部改正につきましては、報告で予定しておりますので、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

9月定例会につきましては以上が概要でございます。

#### ○職務代理者

ありがとうございました。

何か質問等ありますか。

ないようですので、2番目の体育大会、運動会、文化祭等の参加について、お願いします。学校教育課。

#### ○学校教育課長

よろしくお願いたします。

31ページからになります。体育大会、運動会等への来賓の参加ということでありますが、31ページのことをもとにして、教育委員さんたちに参加していただけるようなローテーション表が32ページに掲載されていると思います。できるだけ多くの学校に行っていただくというのを基本として考えておりまして、28年度の案をこのように上げさせていただいております。

具体的には、33ページ、34ページになります。体育大会、運動会でございますが、中学校の体育大

会については、9月10日に作手中学、9月17日があと残り5校。それから小学校につきましては、9月17日は作手小学校、9月24日があと残りということになります。

既に千郷小学校につきましては済んでおります。川口委員さんに行っていただいておりますので、各委員さんは他校へいらしていただきたいというように考えております。

また、34ページには、中学校の文化祭、11月5日に6中学校で行われます。それから小学校の学習発表会になりますが、11月19日、11月26日にこのように予定されております。

あくまでも案として名前を入れさせていただきましたので、もし都合等がございましたら、あとで教えていただきまして、そのように対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

なお、教育長につきましては、できるだけ多く回っていただけるというようなことでありますので、あえて指定はしておりません。

以上でございます。

#### ○職務代理者

ありがとうございました。

#### ○委員

課長さん、実は9月17日の作手小学校の運動会の際に多分あいさつを頼まれると思うんですね。いつも議員さんは、小学校のことはできるだけ私のほうに頼んでくるものですから。ですので、この9月17日の作手小、これ私にしておいてもらえるとありがたいのですけど。

#### ○学校教育課長

はい、わかりました。

#### ○委員

それで、その上の千郷中については、午後ぐらいから千郷中へ行くので、これはこのままにしておいてもらってもいいです。

ただ、困るのが、9月24日の舟着小、この9月24日は申しわけないのですけれども、私、自分が17日に作手小へ行くというように思っていたものですから、別の行事がここへ入っちゃったので、申しわけないのですけど、この舟着小には行けないので、消しておいていただけますか。

#### ○学校教育課長

対応しますので、大丈夫です。

#### ○職務代理者

あの方はいよろしいですか。

#### ○委員

私、千郷小学校へ行かせていただいて、小学校についてはフリーなのですが、鳳来東小学校、特認校の運動会というのを見たいなと思って、委員さんがお行きになるのですが、私も一緒に行ってもよろしいでしょうか。

#### ○教育長

ぜひ行ってください。

#### ○委員

よろしくお願ひします。

#### ○学校教育課長

学校にも通知しておきます。

○委員

はい、お願いします。

○学校教育課長

二人行く形で。

○教育長

舟着小へどなたか教育委員さんが行っていただけるとありがたいのですけど。

○委員

私が行ければ、よろしいですか。

○教育長

いいですか。

○委員

そうすれば、一人で行ってくだされば。私は特認校に行きたいですが、また機会がありましたら。

○学校教育課長

申しわけないですが、よろしいですか。

○職務代理者

では、舟着小が委員さんでお願いします。

ほかはよろしいですね。

それでは（３）の先決処分事項の報告について、スポーツ共育課をお願いします。

○スポーツ共育課長

はい。35～36ページをごらんください。こちらのほうに関連する書類をつけてございます。

平成27年12月16日午後4時30分ごろ、桜淵憩いの広場テニスコートで、テニスコート利用者が施設内の排水路のグレーチングに乗ったところ、グレーチングがずれ、左足を負傷するという事故が発生しました。8月10日付で示談が成立したため、先決処分の報告をこの9月定例市議会において、報告第12号で提出しておりますので、報告いたします。

以上でございます。

○職務代理者

よろしいでしょうか。

○委員

この場合、けがの程度はどうだった？

○スポーツ共育課長

けがは大したことない状況でした。

○委員

骨折とかそういうことじゃなかった。

○スポーツ共育課長

捻挫か打ち身ぐらいで済んだという話でした。

○職務代理者

それでは、公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてお願いします。

○スポーツ共育課参事（共育）

それでは、公共施設の在り方で進めております公民館の地元移管ですが、今回、東清水野公民館が地区の協議が整ったということで同意書をいただきましたので、この9月定例会で条例改正を行い、公民館から削除するものであります。

東清水野公民館の所在は、新城市一畝田字清水野11番地80です。

以上です。

○職務代理者

はい、ありがとうございました。

では、今のは、よろしいですね。

それでは、一応報告事項が終わりました。

それでは、秘密会議ということで教職員の表彰候補者についてしたいと思います。はい、よろしくお願ひします。

(秘密会議)

○職務代理者

次回は9月29日木曜日、この会議室で2時30分から行います。

以上をもちまして、8月の定例教育委員会会議を終了します。お疲れ様でした。

閉会 4時40分

教 育 長

職 務 代 理

委 員

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記